

# 厚木市立北小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

### (1) いじめの定義・いじめに対する基本認識・いじめ防止等に向けた基本理念 についての考え

#### 1 いじめの定義

いじめは、「いじめ防止対策推進法」第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

#### 2 いじめに対する基本認識

近年のいじめは、日常化・透明化される危険があることが指摘されています。また、インターネットの発達により、子供たちが直接的に会っていない場面でも、誹謗や中傷等がされるなど、ますます顕在化しにくくなっている現状もあります。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って子どもを取り巻く社会全体で、いじめの問題に向き合うことが必要となります。

○いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう絶対に許されない人権侵害行為である。

○いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。

#### 3 いじめ防止等に向けた基本理念

いじめの防止やいじめを重篤化させないためには、子ども自身がいじめについて主体的に考え、正しく判断して行動する力を身に付けることが大切です。そしてその力は、家庭・学校・地域社会の大人が、考え方や行動の面で模範となる姿を自ら示すことと、子どもの発達段階に応じた支援をすることで育まれるものです。

○市民は、いじめをしない・させない・見逃さない。

### (2) いじめ防止等のために大切にしたいこと

子どもも大人も含めた全ての市民が、いじめの基本認識に示す通り、いじめは決して許されない行為であり、誰にでも起こり得るものであるという危機意識を持ち、自分のこととして捉え、いじめ防止等に向けてそれぞれの立場ですべきこと、できることを考え、互いに連携しながら取組を進めることで、いじめに立ち向かうことができるものと考えます。

#### ①子どもに関すること(指導・支援)

いじめとは何かを知り、いじめを絶対にしないという気持ちと正しく判断して行動する力を身に付けます。

#### ②教職員に関すること

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止等に関する取組を「学校いじめ防止基本方針として定め、未然防止・早期発見・適切な対応の観点から整理した考え方を示すとともに、PDCAサイクルで推進します。

#### ③家庭・地域社会との連携に関すること

## 2 学校の具体的な取組

### (1) 取組年間計画 (PDCAサイクルを意識して)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	児童担任 指導継ぎ・ 共通理解 事項確認	家庭訪問 情報交換 会	児童生活 指導研修 会 Y P 研修会 アンケート 学校運営 協議会 支援全体 会	いじめ防 止等対策 協議会 情報モラ ル教室実 施	小中合同 研修会 Y P 研修会	小中情報 交換会 生活アン ケート	学校児童 運営協議 会 全児童個 人面談	学校保健 委員会 教育相談 人権移動 教室(6年 )	人権週間 万引き防 止等対策 協議会 いじめ防 止等対策 協議会	Y P 研修会 生活アン ケート	学校児童 運営協議 会 児童指導 支援全体 会	小中情報 交換会

(未然防止＝青文字 早期発見＝赤文字 その他(取組点検・評価などの機会＝黒)

### (2) 北小学校いじめ防止対策組織

No.	関係団体等	役職等
1	依知北地区	健全育成会会長
2		自治会連絡協議会会長
3		公民館長
4		青少年相談員
5		青少年指導員
6	心理・福祉関係団体	SC・SSW
7		主任児童委員
8		民生委員
9	警察・法務局・児童相談所	少年補導員
10		警察関係者・スクールサポーター
11		保護司
12	家庭・PTA	会長・安心安全委員長
13	学校	校長・教頭・教務 児童指導担当・コーディネーター
14		中学校生徒指導担当
15	学校運営協議会	校長・教頭・総括教諭等
16		協議会委員

### (3) 未然防止のための取組

- 児童一人一人が活躍できる場面をできるだけ取り、自尊感情を高めるように努めます。
- 学級活動を充実させ、児童一人一人に居場所のある学級・学年経営に努めます。
- 教員は「分かる授業」を心がけ、教材や指導法について互いに研鑽をします。
- いじめに関する教職員研修を実施し、指導力を高めます。
- 小・中連携を推進し、「指導をつなぐ」取り組みを、学習面・生活面双方で充実させます。
- いじめ防止等対策協議会(校区情報交換会)を年2回開催し、いじめに向けての取組について話し合います。
- 学校運営協議会の中で情報交換や意見交換をします。
- 「インターネットを利用したいじめ」の未然防止、早期発見に向けた研修会を実施します。
- 児童の関係づくりのため、異学年交流の場である「たてわりタイム」を実施します。
- 毎月、職員会議の最後に情報共有の時間を設け、児童理解に努めます。

#### (4) 早期発見のための取組

- 児童が、気軽に相談できるような学級経営・人間関係づくりに努めます。
- 心の相談室(菜の花ルーム)を充実させます。
- 生活アンケートや全児童個人面談により、児童の声を聞く機会を設け、実態把握に努めます。
- 保護者の方が、気軽に相談できるようPTAと協働して信頼関係・人間関係づくりに取り組みます。
- 家庭訪問、教育相談を有効に活用し、家庭との連携を密に行えるように努めます。
- 職員間で児童の情報を共有する機会を設け、教育相談部会や職員会議で職員間の情報交換を密にします。

#### (5) 適切な対処のための取組

- 「未然防止に係る取組」の中で気になる様子があった場合は、「いじめ」であるか否かにとらわれることなく迅速かつ組織的に、事実確認等、本人との教育相談に取り組みます。
- 被害を受けている児童の訴えを受け、組織的に指導方針を検討し、保護者に連絡をします。
- 加害児童について、行為の間違ひについては毅然と指導し、保護者にも支援を依頼します。
- 加害児童がその行為に至った背景等については、不適切な行為(加害行為)がなくなったことを確認した上で、教育相談等を進め、その解決策について組織的に支援します。
- 継続した支援が必要な場合には、保護者と相談のうえ、関係機関等との連携も含めて対応します。
- 社会で「犯罪」行為(暴行・傷害・窃盗・恐喝・強要など)と認められる内容のいじめについては、警察との連携も積極的に視野に入れながら指導します。また、緊急の場合には即通報します。

#### (6) 重大事態への対処

いじめの重大事態の定義や対処については、いじめ防止対策推進法第28条、国の基本方針及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの内容に基づくものとしますが、一つ一つの事案にはそれぞれ異なった背景や状況があるため、事案に応じて適切な判断をし、柔軟に対処します。

- 重大事案発生時には速やかに教育委員会に報告し、指導について相談します。
- 「調査組織」については教育委員会と相談の上、外部機関を含め、構成員を決めます。
- 「調査組織」は迅速に事実確認をし、適宜被害保護者に情報提供をします。